愛知県における化学物質の環境への排出量等(2021年度分)について

第1 2021 年度の排出量等集計結果について

1 届出排出量、届出取扱量等の概要

2021 年度の本県の届出排出量は 8,666 トンで、2020 年度と比較すると 194 トン (2.2%)減少しました。また、届出取扱量は 3,149,098 トンで、2020 年度と比較すると 60,013 トン (1.9%) 増加しました。

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	届出事業所数 (件)	届出排出量 (トン)	届出移動量 (トン)	届出取扱量 (トン)
2021年度	1,905	8,666	34,102	3,149,098
2020年度	1,919	8,860	28,740	3,089,085
前年度差	△ 14	△ 194	5,362	60,013
増減率	△ 0.7%	△ 2.2%	18.7%	1.9%

表 1 届出排出量•届出取扱量等

2 「全排出量」の構成

「全排出量」は、県内 1,905 の事業所から届出された「届出排出量」と、届出対象とはならない事業所や家庭、自動車等からの排出量を国が推計した「届出外排出量」の合計です。

2021 年度の本県の「全排出量」は 19,295 トンで、2020 年度と比較すると 485 トン (2.5%) 減少しました。

全排出量の内訳では、事業者からの排出量(届出対象の事業所 8,666 トンと届出 対象とならない事業所 5,905 トンの合計)が 75.5% (14,571 トン)を占めています。

	全排出量(トン)						
	日山州山昌		届出外排出量(トン)				
	届出排出量 (トン)	届出外 対象業種	非対象業種	家庭	乗り物 (自動車など)	小計	(トン)
2021年度	8,666	2,906	2,999	2,123	2,602	10,630	19,295
2020年度	8,860	2,728	3,281	2,302	2,609	10,920	19,780
増減	△ 194	178	△ 282	△ 179	△ 7	△ 290	△ 485
増減率	△ 2.2%	6.5%	△ 8.6%	△ 7.8%	△ 0.3%	△ 2.7%	△ 2.5%

表 2 全排出量の前年度比較

(注) 届出外対象業種: 届出対象業種(製造業など 24 業種) のうち、年間の取扱量又は従業員数が 届出対象未満である事業者

非対象業種:届出対象となっていない業種(農業、建設業、飲食業等)の事業者

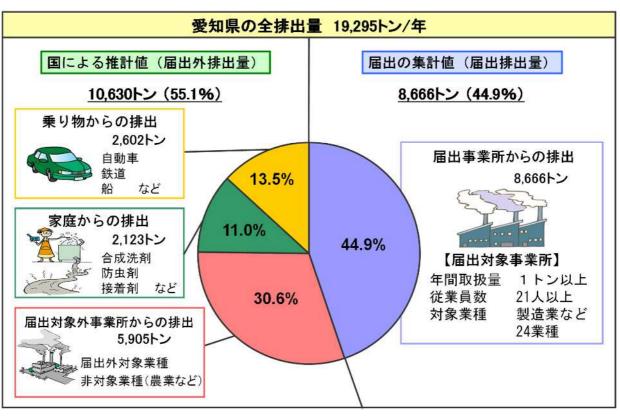


図1 全排出量の構成

3 排出量の上位5物質

届出事業所、家庭、乗り物から排出される物質のうち、排出量の多い上位 5 物質は それぞれ次のとおりです。

	届出排出量(トン)						
	①トルエン	②キシレン	③エチル ベンゼン	④ノルマル - ヘキサン	⑤塩化メチレン	その他 物質	合計(トン)
2021年度	3,043	1,589	1,057	740	462	1,775	8,666
2020年度	3,135	1,658	1,053	821	473	1,721	8,860
増減	△ 92	△ 69	4	Δ 81	Δ 11	54	△ 194
増減率	△ 2.9%	△ 4.2%	0.4%	△ 9.9%	△ 2.3%	3.1%	△ 2.2%

表3 届出事業所からの排出量

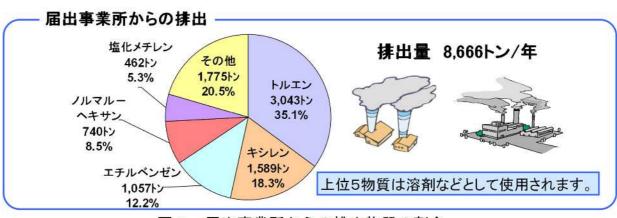


図2 届出事業所からの排出物質の割合

表 4 家庭からの排出量

	家庭からの排出量(トン)						
	①ポリ(オキシ エチレン)=アルキ ルエーテル	②ジクロロ ベンゼン	③直鎖アルキル へ、ンセ・ンスルホン酸 及びその塩	④ポリ(オキシェ チレン)=ドデシル エーテル硫酸エ ステルナトリウム	⑤ 2 - アミノ エタノール	その他 物質	合計(トン)
2021年度	683	434	242	180	174	410	2,123
2020年度	835	454	289	166	147	411	2,302
増減	△ 152	△ 20	△ 47	14	27	Δ1	△ 179
増減率	△ 18.2%	△ 4.4%	△ 16.3%	8.4%	18.4%	△ 0.2%	△ 7.8%
主な用途	洗浄剤 化粧品	防虫剤 消臭剤	洗浄剤 化粧品	洗浄剤 化粧品	洗浄剤 化粧品		_

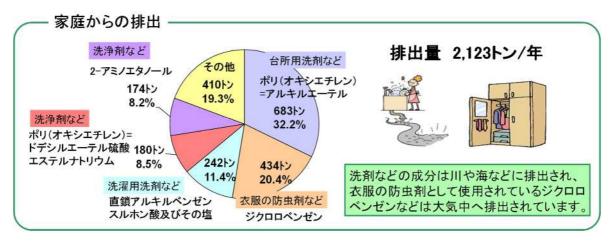


図3 家庭からの排出物質の割合

表5 乗り物(自動車など)からの排出量

		乗り物(自動車など)からの排出量(トン)					
	①トルエン	②キシレン	③ベンゼン	④ホルムア ルデヒド	⑤ノルマル ーヘキサン	その他 物質	合計 (トン)
2021年度	964	549	227	218	187	457	2,602
2020年度	963	547	230	223	187	460	2,609
増減	1	2	Δ3	△ 5	0	Δ3	Δ7
増減率	0.1%	0.4%	△ 1.3%	△ 2.2%	0%	△ 0.7%	△ 0.3%

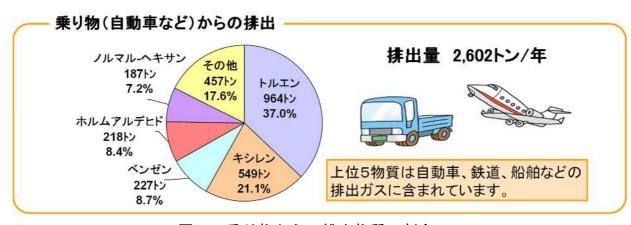


図4 乗り物からの排出物質の割合

第2 排出量の推移について

集計を開始した 2001 年度と比較すると、全排出量は 46,956 トン (70.9%) 減少し、このうち、事業者からの排出量は 43,300 トン (74.8%) 減少しました。

また、「届出取扱量」に対する「届出排出量」の割合は、条例により集計が始まった 2004年度(0.61%)から低下し、0.28%となりました。このように、化学物質の排出 抑制に係る事業者の取組が進んでいると考えられます。





図6 届出取扱量に対する届出排出量の割合の推移

第3 他都道府県との排出量等の比較

排出量等の全国の上位5都道府県は次のとおりで、愛知県は届出排出量、全排出量及 び届出移動量が全国第1位となっています。

表6 排出量等の上位5都道府県

(トン)

順位	届出排出量		国出排出量 届出外排出量 全排出量		出量	届出移動量		
1	愛知県	8,666	東京都	11,776	愛知県	19,295	高知目	34,102
'	发从示	(8,860)	米水部	(12,062)	发从示	(19,780)	发从示	(28,740)
2	静岡県	7,602	愛知県	10,630	静岡県	13,590	大阪府山口県 岡山県	16,635
2	野画乐	(7,165)	发和乐	(10,920)	野画乐	(13,535)		(16,697)
3	计自旧	7,243	北海道	10,397	東京都	13,190		15,561
S	広島県	(7,046)	北/母坦	(9,990)	米水部	(13,416)	山口県	(12,910)
4	** L+* III	5,611	千葉県	8,424	茨城県	12,938	奥山旭	15,524
4	茨城県	(5,244)	十未示	(8,881)	次拠宗	(12,951)	当出	(10,496)
5	林工旧	5,411	十匹应	8,154	千葉県	12,806	5 庄 旧	15,461
5	埼玉県	(4,986)	大阪府	(8,157)	十条乐	(13,421)	共熚乐	(12,521)
	스코스틱	125,095	스코스틱	187,676	스코스틱	312,771		258,565
	全国合計	(124,511)	全国合計	(193,500)	全国合計	(318,012)	全国合計	(230,204)

[※]表中の()内の数値は2020年度における排出量等

▼ 詳細は、以下の愛知県 Web ページ(化学物質とPRTR)を御覧ください。

https://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudoka/jigyo/prtr/01jigyousya/kekka/2021nen/index.html

※ この資料に記載している排出量等の集計値については、表示単位未満を四捨五入により端数処理 をしているため、合計等の値が各数値を合計した値と異なる場合があります。

また、割合(%)は小数第 2位を四捨五入により端数処理しているため、各項目の合計値が 100% にならない場合があります。

なお、2001 年度から 2020 年度データについては、2022 年 6 月の前回公表後に変更された届出内 容を反映して集計した結果を用いています。

用語の解説

〇 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」 という。)の届出対象となる事業者

以下の①から③の要件を全て満たす事業者

①業種 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、 下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、 燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、 計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、医療業、高等教育機関、 自然科学研究所

- ②従業員数 常用雇用者 21 人以上の事業者
- ③第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)取り扱う事業所を有する事業者又は特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者
- 〇 県民の生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)の届出対象となる事業者 化管法の届出対象事業者と同じ。

ただし、廃棄物処理施設や下水道終末処理施設などの特別要件施設は含まれない。

O 集計対象の化学物質

化管法及び条例により、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を 及ぼすおそれのあるものや、オゾン層を破壊するおそれがあるもの等として、排出量等の把 握・届出が義務付けられている化学物質。

なお、2008 年の化管法施行令改正に伴い、2010 年度から、対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更されている。

〇 届出排出量

化管法により届出対象となる事業者が自ら把握した、大気や河川などの環境中に排出した 化学物質の量

〇 届出移動量

化管法により届出対象となる事業者が自ら把握した、廃棄物などとして事業所の外へ移動 させた化学物質の量

〇 届出外排出量

届出対象事業者以外の排出源から排出された化学物質の量。具体的には、届出対象業種であるが取扱量又は従業員数が届出対象未満である事業者(届出外対象業種)、農業など届出対象業種以外の事業者(非対象業種)、家庭及び移動体(自動車等)から環境中に排出された化学物質の量を国が推計したもの。

〇 届出取扱量

条例により届出対象となる事業者が自ら把握した、化学物質を製造又は使用した量